

岡崎市こども発達センター等整備運営事業 事業概要

1 実施方針

(1) 共通

ア 障がい者の働く場となる施設

本事業の一部（維持管理や運営業務）に障がい者の労働力を活用することで、障がい者が社会経済活動に参加し、働く喜びや生きがいを見出すことができる施設とする。

イ 地域経済に貢献する施設

地元企業の活用や地域の雇用を推進することで、地域経済に貢献できる施設とする。

ウ ユニバーサルデザインの理念に沿った施設

段差を設けないことで誰もが利用しやすく、音声案内、電光掲示板の設置により利用者に必要な情報が簡単に伝えられる、ユニバーサルデザインの理念に沿った施設とする。

エ 既存施設を活用した効率的な施設

時代ニーズに合ったレイアウトや設備を導入しつつ、構造上使用可能な状態である既存建築物は有効活用する。

オ 環境にやさしい施設

本施設は、緑豊かな風致地区にあり、住宅も近接することから緑地保全に配慮しつつ周辺環境への影響を最小限に抑える必要がある。また、施設で使用する設備・機器は、省エネ、省CO₂に配慮したものを導入し、エネルギー使用量及びコストの低減を図るとともに、地球環境にやさしい施設とする。

(2) こども発達センター

ア 利便性の高い施設

こども発達センターでは、相談、診療及び療育サービスが提供され、目的の異なる利用者が多数訪れることが想定される。本事業では、利用者が目的に応じて的確にサービスが受けられるよう受付窓口を統合し、利用予約や施設案内がスムーズに行われる利便性の高い施設とする。

イ 安全に配慮した施設

こども発達センターを利用する子どもは、想定外の行動をとる場合がある。本事業では、施設内での事故防止に加え、施設外への飛び出し防止にも配慮したレイアウトや設備を導入し、利用者の安全が確保された施設とする。

ウ 安心して配慮した施設

こども発達センターの立地は、高低差のある丘陵地で市道の一部が施設より高くなることが想定される。本事業では、施設外からの他者の視線が気にならず、利用者のプライバシーが確保された施設空間とし、利用者が安心して過ごせる施設とする。

(3) 新友愛の家

ア 気軽に立ち寄れる施設

今までの友愛の家は、地域活動支援センターとして有すべき社会との交流の場、いわゆる障がい者や支援者が気軽に立ち寄れるスペースが少なく、講座利用者主体の施設となっていた。本事業では、新友愛の家でお茶や軽食をとりながらゆったりした時間が過ごせるスペース（喫茶提供コーナー）を提供し、福祉の村内の通所施設利用者に加え、市内の障がい者や支援者が気軽に立ち寄れる施設とする。

イ 地域に親しまれる施設

本施設が整備される福祉の村は 30 年以上の歴史があり、様々なイベントを通して地域住民に親しまれてきた。本事業では、民間事業者の創意工夫により新友愛の家を中心として多彩なイベントを実施し、より多くの地域住民や市民に親しまれる施設とする。

ウ 障がい者スポーツの拠点を担う施設

福祉の村体育館は、車いすバスケットボールやサウンドテーブルテニス等障がい者の特性に合わせてスポーツを楽しむことができる市内では数少ない施設の一つである。本事業では、その優位性を活かし、新友愛の家の事業に多様な障がい者スポーツを取り入れ、スポーツを通じた地域交流を図りながら、障がい者スポーツの拠点を担う施設とする。

エ 福祉の村の中核的な役割を担う施設

今までの福祉の村は、一連施設として一つの指定管理者に委ねられていた。本事業の実施により、本施設と他の障がい者施設の指定管理者が分かれることが想定されるが、災害時やイベント開催時に互いに協力し助け合うことが不可欠である。本事業における、福祉の村全体での避難訓練やイベントの実施により、新友愛の家を、福祉の村の各施設の継続的な協力体制を構築する上で、中核的な役割を担う施設とする。

2 施設概要

(1) こども発達センター

ア 構造 鉄筋コンクリート造

イ 延床面積 約 5,400 m²（新築部分約 4,000 m²、既存部分約 1,400 m²）

ウ 機 能

(ア) こども発達相談センター 専門相談、巡回相談、啓発

(イ) こども発達医療センター 診療、小児のリハビリテーション

(ウ) こども発達支援センター

エ 駐 車 場 66 台（うち車いす用 9 台）

(2) 新友愛の家

ア 構 造 鉄筋コンクリート造

イ 延床面積 約 2,500 m²

ウ 機 能 地域活動支援センター、基幹相談支援センター

エ 駐 車 場 78 台（うち車いす用 7 台、立体駐車場 53 台）